

市町村子ども・子育て支援事業計画（横須賀子ども未来プラン）の策定について

1. これまでの背景・経過

我が国における急速な少子化の進展に対応するため、国では平成15年に次世代育成支援対策推進法、平成24年に「子ども・子育て関連三法」が成立した後、平成27年からは幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていくための「子ども・子育て新制度」が創設されました。

横須賀市においても、子ども・子育て支援法に基づいた市町村子ども・子育て支援事業計画として平成27年に「横須賀子ども未来プラン」を策定し、各施策を推進しているところですが、令和6年度末に現行計画である「第2期横須賀子ども未来プラン」の計画期間が終了するため、次期計画の策定を進めます。

2. 次期計画期間

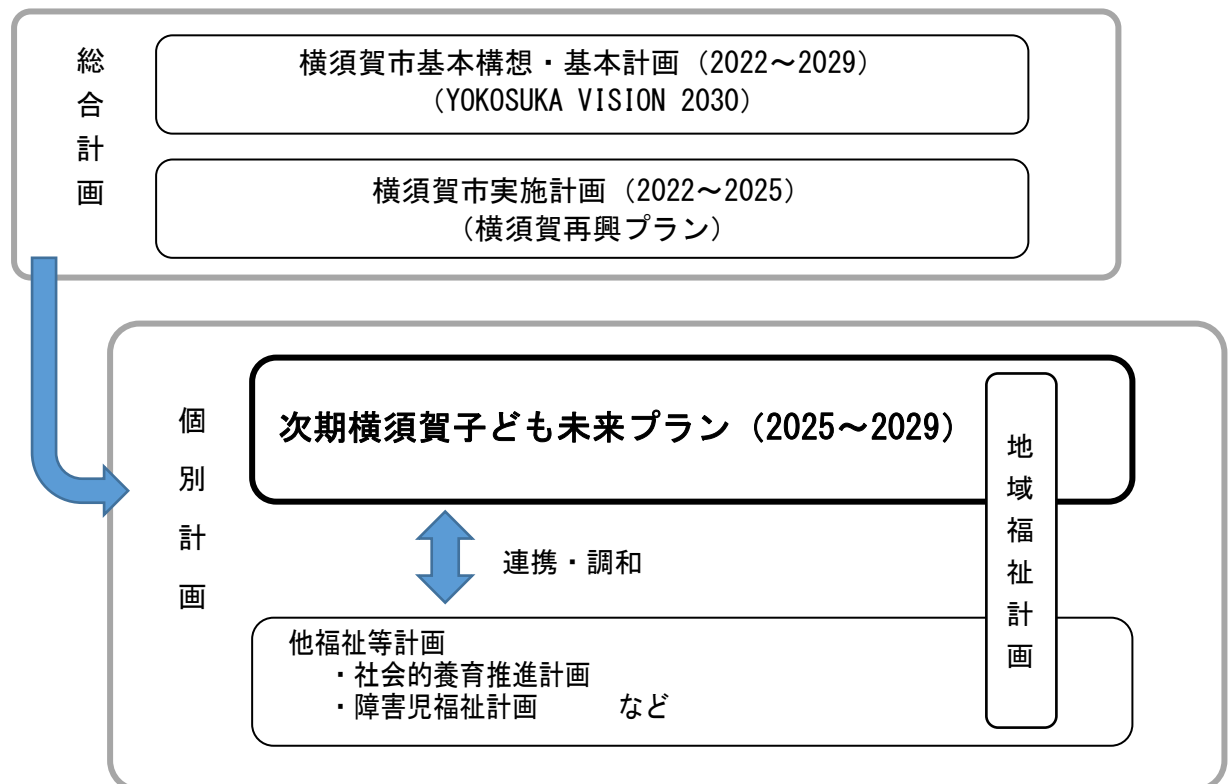
令和7年度（2025年度）から令和11年度（2029年度）までの5年間

3. 計画の位置づけ

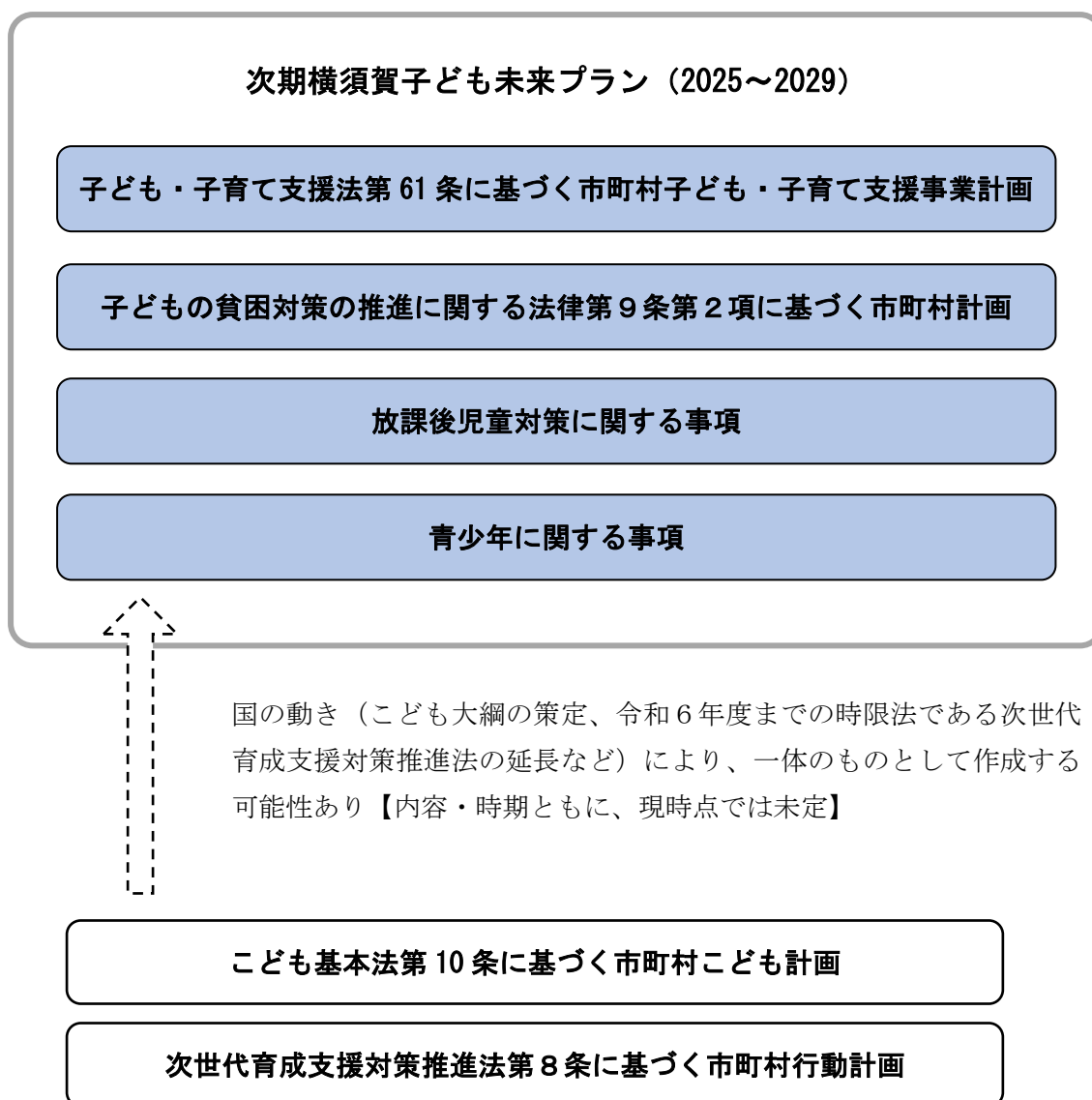
(1) 根拠となる法律

子ども・子育て支援法第61条及びこどもの貧困対策の推進に関する法律第9条

(2) 他計画と本計画との関係（イメージ）



(3) 本計画の構成 (イメージ)



(4) 放課後児童対策に関する事項について

「第 2 期横須賀子ども未来プラン」策定前の段階では、本市の放課後児童対策の全体的な方向性が決まっていなかったことから、子ども・子育て分科会に「放課後児童対策事業計画策定検討部会」を設置し、国の「放課後子ども総合プラン」に沿った放課後児童対策のあり方と実施について検討のうえ、「放課後児童対策事業計画（令和元年度～令和 6 年度）」を策定しました。

今後の方向性としては、「留守家庭対策としての放課後児童クラブ及び全児童対策としての放課後子ども教室を本市の放課後児童対策の 2 本柱として拡充することとしていますので、国の「新・放課後子ども総合プラン」で規定されている次の内容を「次期横須賀子ども未来プラン」の中に盛り込むことにより、放課後児童対策を推進します。

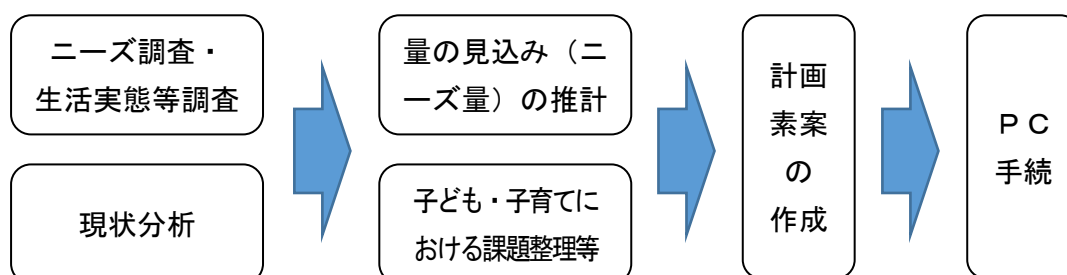
【市町村子ども・子育て支援事業計画に盛り込むべき内容】

1	放課後児童クラブの年度ごとの量の見込み及び目標整備量
2	一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の計画最終年度に達成されるべき目標事業量
3	放課後子供教室の計画最終年度までの実施計画
4	放課後児童クラブ及び放課後子供教室の一体的な、又は連携による実施に関する具体的な方策
5	小学校の余裕教室等の放課後児童クラブ及び放課後子供教室への活用に関する具体的な方策
6	放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施に係る教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策
7	特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策
8	地域の実情に応じた放課後児童クラブの開所時間の延長に係る取組
9	各放課後児童クラブが、その役割をさらに向上させていくための方策
10	各放課後児童クラブにおける育成支援の内容について、利用者や地域住民への周知を推進させるための方策 等

4. 計画策定プロセス及びスケジュール

- (1) 子ども・子育て支援法第61条第4項等に基づき特定教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業の利用意向を把握するため、前回策定時と同様に就学前及び小学生の児童がいる世帯に対しニーズ調査を実施します。（令和5年11月頃の実施を予定）
- (2) 上記調査や現状分析を踏まえ、(3)のスケジュールにより児童福祉審議会（子ども・子育て分科会）での審議及びパブリック・コメント手続（PC手続）を経て計画策定を行います。

【児童福祉審議会における計画策定プロセスのイメージ】



(3) スケジュール (案)

①令和5年度

- ◎6月15日 児童福祉審議会全体会
 - ・市長より計画策定に関する諮問
- 子ども・子育て分科会①
 - ・現行計画（横須賀子ども未来プラン）令和4年度進捗状況
- ◎8月3日 子ども・子育て分科会②
 - ・ニーズ調査に関する調査票
- ◎10月6日 子ども・子育て分科会③
 - ・ニーズ調査に関する調査票
 - ・現状分析
- ◎11月 ニーズ調査（調査期間約1か月程度）
- ◎1月16日 子ども・子育て分科会④
 - ・現状分析
 - ・ニーズ調査、生活実態等調査速報値
 - ・量の見込みの検討
- ◎3月14日 子ども・子育て分科会⑤
 - ・ニーズ調査、生活実態等調査結果
 - ・量の見込みの検討
 - ・課題整理

②令和6年度

- ◎4～7月頃 子ども・子育て分科会⑥～⑧
 - ・量の見込みの検討
 - ・量の見込みに対する確保方策の検討
 - ・課題整理及び課題解決の方向性
 - ・計画素案の検討
- ◎8～9月頃 子ども・子育て分科会⑨
 - ・パブリック・コメント手続案の検討
- ◎10月頃 パブリック・コメント手続き
- ◎1月頃 子ども・子育て分科会⑩
 - ・計画案の決定